

人間文化研究機構教育研究評議会規程

平成16年4月9日
人間文化研究機構規程第5号
平成16年5月10日改正
平成18年3月6日改正
平成21年9月9日改正
平成22年6月23日改正
平成27年4月27日改正
平成28年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に置かれる教育研究評議会の組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 機構長が指名する理事
 - (3) 機構の大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長 6名
 - (4) 機関の職員で機構長が指名する者 各機関1名
 - (5) 機構の役員及び職員以外で、機関の研究と同一の研究に従事する者 8名
- 2 前項第5号の評議員は、教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命する。
- 3 教育研究評議会には、必要に応じて委員会を置くことができる。
委員会に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(任期)

第3条 前条第1項第4号及び第5号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての文部科学大臣に対する意見に関する事項（機構の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（機構の経営に関するものを除く。）
- (3) 教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項
- (5) 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する方針に係る事項
- (6) 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
- (7) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他機構の教育研究に関する重要事項

(議長)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究評議会を招集し主宰する。

(議事)

- 第6条 教育研究評議会は、過半数の評議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

- 第7条 議長は、必要に応じて評議員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

- 第9条 教育研究評議会の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以後、最初の評議員に係る任期は第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成16年5月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行以後新たに加わる4号及び5号評議員に係る任期は第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。